附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第十九項に規定する補装具の購入又は修理及び同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等並びに障害者自立支援法施行令第十九条第一項に規定する居宅サービス等並びに児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援及び同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療（以下この条において「障害福祉サービス等」という。）について適用し、同日前に行われた障害福祉サービス等については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

未帰還者留守家族等援護法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百七号

未帰還者留守家族等援護法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十六条第一項、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十九条第一項、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「十九万九千円」を「二十万千円」に改める。

一　未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和二十八年政令第二百十一号）第二条

二　戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）第八条の五

三　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）第十三条第一項

四　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）第十二条第一項

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十二年三月三十一日以前の死亡に係る未帰還者留守家族等援護法による葬祭料、戦傷病者特別援護法による葬祭費並びに独立行政法人医薬品医療機器総合機構法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百八号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の二第四項、第二十七条の三第三項、第八十七条第六項、第九十四条第三項及び附則第九条の三の二第八項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の二第五項及び第四十三条の三第四項（これらの規定を同法附則第十七条の四第七項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項並びに附則第十一条第四項、第十九条第二項第三号並びに第二十条第四項第一号ロ及び第二号イ、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第百四条第六項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十四条第三項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十三条第五項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第一項及び第十七条第三項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第十三項及び第四十条並びに附則別表第一、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第十一条第四項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第二十七条第二項及び第三十一条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「平成十九年三月」を「平成二十年三月」に、「平成二十一年四月」を「平成二十二年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成十二年度	○・一八六
平成十三年度	○・一四一
平成十四年度	○・○九七
平成十五年度	○・○八○
平成十六年度	○・○六六
平成十七年度	○・○四七
平成十八年度	○・○二九
平成十九年度	○・○一四